

KIT グローバル人材育成プログラム
 グローバルインターンシッププログラム（派遣）奨学金
 2021 年度 募集要項

(1) 趣旨

海外の企業・研究機関等で現場を体験し、実践的な議論・討論等を行うことにより、世界で活躍できる人材を育成することを目的とし、海外でインターンシップを行う学生に対して国際交流奨励基金やその他の制度による支援を行う。

(2) 募集内容

① 企業体験

在外企業・研究機関の最先端研究・開発現場等における研修体験プログラム

② 研究体験

国際交流協定締結校等において原則として単独で行う特別研究体験プログラム

③ 教育体験

国際交流協定締結校等での講義等における TA（ティーチング・アシスタント）体験プログラム

④ ワークショップ

海外で行う国際交流協定締結校等との共同プロジェクトやワークショップによる実践的国際競争力・協働力体験プログラム

(3) 奨学金支給要件

原則、以下の①～⑨に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、(4) に定める各プログラムにおいて別途要件が定められている項目については、各制度によるものとする。

- ① 工学科学部の正規課程に在学する 4 回生以上または大学院工学科学研究科の正規課程に在学する学生
- ② 前年度の成績評価係数*が参加プログラムごとに定める以下の基準を超えている者。参加プログラムについては (4) を参照のこと。

【A】【D】	【B】	【C】
2.30 以上	不要	各プログラムの募集要項による

- ③ 前年度の語学成績の成績評価係数 2.30 以上または TOEIC 550 点 (TOEFL iBT 57 点、IELTS 5.0 点) 以上である者
- ④ 経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
- ⑤ プログラム参加にあたり、他団体等からの奨学金の支給月額が本学から支給する奨学金月額を超えない者
- ⑥ 派遣期間が原則 2 週間以上 1 年以内であること。ただし、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 15 日までの間に渡航し、2022 年 3 月 31 日までに帰国すること
- ⑦ 派遣先機関が国際交流協定締結校であること

- ⑧ 「JEES 学生教育研究災害傷害保険」に加入済みであること
- ⑨ 原則として派遣先機関が外務省「海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」上の「レベル2：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」以上に該当する地域ではないこと
ただし、プログラムの内容等を鑑み、レベル2または3の地域への派遣を認めることがある。

※ 成績評価係数の算出方法 (本学におけるGPA算出方法とは異なるので注意すること)

以下の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算(小数点第3位を四捨五入)

4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※ 履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

(4) 奨学金

【A】日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)奨学金

・奨学金の支給基準:

JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)に採択された本学が定める規定のプログラムに参加する者。派遣期間が原則連続して8日以上1年以内であること。奨学金の支給月数は以下のとおり派遣期間に基づき決定される。ただし、渡航に係る期間は含まない。

派遣期間(日数)	支給月数
8日～31日	1
32日～62日	2
63日～93日	3
94日～124日	4
125日～155日	5
156日～186日	6
187日～217日	7
218日～248日	8
249日～279日	9
280日～310日	10
311日～341日	11
342日～365日	12

- ・奨学金月額：

(指定都市) 100,000 円、(甲) 80,000 円、(乙) 70,000 円、(丙) 60,000 円

- ・渡航支援金：

以下の家計基準を満たす者については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。

<p>家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は合算額)が、</p> <p>→給与所得のみの世帯:年間収入金額(税込)300万円以下</p> <p>→給与所得以外の世帯:年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下</p>

基準を満たし、渡航支援金の支給を希望する者は、P.6-7「【別紙】[A]渡航支援金申請に係る支給基準及び提出書類について」を確認のうえ、別途必要な書類を提出すること。

【B】官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～奨学金

- ・奨学金の支給基準、奨学金月額：

トビタテの基準による。詳細はトビタテ募集要項を確認すること。

【C】企画型 (PBL 型) プログラムの参加者

※ 企画型プログラムとは、国際センターまたは外部奨学金支援団体等が企画し、一般公募により選抜、実施するもの。

- ・奨学金の支給基準、奨学金月額：各プログラムの募集要項による。

【D】同窓会寄付金

- ・奨学金の支給基準：

留学中は月額を支給する。奨学金の支給月数は以下のとおり派遣期間に基づき決定される。ただし、渡航に係る期間は含まない。

派遣期間 (日数)	支給月数
14 日 ～ 31 日	1
32 日 ～ 62 日	2
63 日 ～ 93 日	3
94 日 ～ 124 日	4
125 日 ～ 155 日	5
156 日 ～ 186 日	6
187 日 ～ 217 日	7
218 日 ～ 248 日	8
249 日 ～ 279 日	9
280 日 ～ 310 日	10
311 日 ～ 341 日	11
342 日 ～ 365 日	12

- ・奨学金月額：プログラム【A】日本学生支援機構 (JASSO) 海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金の奨学金月額に準ずる。

※ 採択者数によって奨学金額を減額することがある。

(5) 申請方法

留学希望学生はコーディネーター/担当教員に留学について相談のうえ、国際課に連絡すること。コーディネーター/担当教員の奨学金申請許可を国際課にて確認後、オンライン申請方法を通知する。オンライン画面で必要事項を入力した後、以下のA～Jの書類を国際課へ提出すること。

<提出書類>

- ・(A) 申請書 ※(オンライン手続きを行い必要事項が記載されたものを提出)
- ・(B) 留学願
- ・(C) 留学計画書
- ・(D) 推薦書
- ・(E) 誓約書
- ・(F) 「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された国・地域への渡航にかかる確認表」(添付)及び確認表に記載の提出
※外務省が発出する「感染症危険情報レベル2」以上に指定された国・地域へ渡航する場合のみ
- ・(G) TOEIC (または TOEFL、IELTS) のスコアの写し
- ・(H) 前年度の成績がわかる書類
- ・(I) 受入機関の責任者が発行する受入承諾書 (Eメール可)
- ・(J) 海外留学提出書類等チェック表

※「留学願」は、コーディネーター教員、専攻長(課程長)、指導教員(いない場合は課程長)に確認と署名を依頼してください。

※「推薦書」は、指導教員(いない場合は課程長)に作成を依頼してください。

(6) 選考

国際センターにおいて、申請内容等を審査のうえ決定する。

(7) 申請期間

随時募集。

(8) 単位認定

所定の要件を満たす場合、以下の単位が認定される。なお、単位認定に係る手続きについては12月頃に別途通知する。

- ・学部：全学共通科目「国際連携プロジェクトⅠ」、「国際連携プロジェクトⅡ」または「国際理解」
- ・博士前期課程：専攻共通科目「グローバルインターンシップⅠ」または「グローバルインターンシップⅡ」

※ プログラムにより、その他の科目の単位取得対象となる場合もある。

(9) 採用後の手続き等

- ① 採用者向け渡航前オリエンテーション(渡航安全教育を含む)に必ず参加すること。
- ② 個人の負担により「JEES 学生教育研究災害傷害保険付帯 海外留学保険」または「海外旅行傷害保険」(治療・救援費用無制限のもの)に加入すること。

- ③ 「パスポートのコピー」、「フライトスケジュール」、「口座振込依頼書」(未提出者のみ)、「海外旅行保険証書(写)」、「海外留学中の連絡先等報告票」、「住所届」を提出すること。

※ 上記①のオリエンテーションにおいて、詳細を説明する。

(10) 帰国後の手続き等

帰国後2週間以内に、次の書類を国際課留学生係に提出すること。

① パスポート(必要なページをコピーの後返却)

② 事後アンケート回答(オンライン入力)

③ 報告書(様式③)(オンライン入力)

④ 派遣先受入担当者からの評価書(様式④)

⑤ 英文実施報告書(様式自由)

- ・ A4判縦長用紙に英語により作成すること。
- ・ タイトル、氏名、専攻名等を記載すること。
- ・ 写真を数枚貼付し、2～5ページ程度とすること。

⑥ その他報告書等

- ・ [A]、[B]の参加者のみ JASSO の定める書式により提出すること
- ・ [C]は別途要項で定めるもの

※ 帰国後、メンターとして海外派遣を希望する学生の支援活動に参加すること

(12) 本件担当及び書類提出先

国際課留学生係

(受付時間：月～金のうち、9:00～12:00 及び 13:00～17:00)

場所：松ヶ崎キャンパス 3号館3階 N305

TEL：075-724-7131

E-mail：go@jim.kit.ac.jp

【別紙】

[A] 渡航支援金申請に係る支給基準及び提出書類について

1) 支給額：320,000 円

※ただし、年度内に複数回参加する者に対しては、原則初回のみ支給する。

2) 支給時期：遅くとも初回の奨学金支給時まで一括で支給

3) 支給基準及び提出書類

① 家計基準：家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は合算額）が、次の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200 万円以下

② 家計支持者の所得を証明する書類（2020 年の所得金額）

分類	提出書類
1. 給与所得者	源泉徴収票の写し ※「支給金額」欄を確認する 家族構成申告書(様式 R-3)
2. 給与所得以外	確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し ※「所得金額」欄を確認する 家族構成申告書(様式 R-3)
3. 2020 年中の所得がない者	市町村役場発行の所得証明書(写し可) 家族構成申告書(様式 R-3)
4. 独立生計者	③を参照

注1：家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当する。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出する必要がある。

注2：郵送や持参により確定申告を行っている場合、確定申告書（第一表と第二表）（控）の写しは、税務署の受付印があるものを提出すること。税務署の受付印がない場合は、確定申告書の写しのほかに併せて市町村役場発行の「所得証明書」を提出する必要がある。電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しのほかに「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出すること。

注3：複数の種類の収入がある場合は、それぞれ該当する証明書類を全て提出すること。

注4：家計支持者が海外勤務の場合は、給与明細書（2020 年 1～12 月分）の写しにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認する。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算する。

注5：独立生計者については、③により独立生計者と認定（提出書類等により証明）できない場合には、家計支持者の扶養家族とみなす。

③ 独立生計者であることの証明

(ア) 独立生計者とは、次の全てに該当する者をいう。

- a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- b. 父母等と別居している者
- c. 申請者本人（配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

(イ) 独立生計者であることの証明のため、次の書類を提出すること。

I. 市町村役場発行の所得証明書（配偶者がある場合は、配偶者分を含む）

II. 申請者本人及び父母等の住民票（世帯全員分）（写し可）

※申請前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

※申請時に父母等と別居している必要がある。

III. 独立生計者収入・支出確認書（様式 R-2）

※様式については、申請時に別途案内する。

IV. 申請者本人及び父母等の健康保険証の写し

V. 所得証明書において申請者本人の合計所得金額が48万円以下の場合、独立生計者とみなされないため、以下のそれぞれ証明する書類を提出すること。

○奨学金受給者：

2020年に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類

※給付型、貸与型は問わない。

※2020年の奨学金の受給総額が103万円を超えていること。

※証明する書類は、奨学金支給団体が発行し、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されているものとする。

○預・貯金を切り崩して生活している者：

生活費の出し入れに使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分程度記帳部分」

※3ヶ月分支出額の平均から算出される12ヶ月分支出額が103万円を超えていること。

4) その他注意事項

- ① 渡航支援金受給後に渡航を中止、辞退等した場合には、すでに支出したか否かにかかわらず、全学返納する必要がある。
- ② 他団体から奨学金を受給しており、その奨学金月額がプログラムの奨学金月額を超えていない場合は、奨学金の併給ができる。ただし、他団体からの奨学金に渡航費が含まれている場合、渡航支援金は併給できない。